

鳥取県告示第590号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成21年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町志谷字磨谷463、467、469、473の1、473の2、478、480、481、485、488、489、字峠490、493、495、496の1、497の1、497の2、500の1、500の2、501の1から501の4まで、501の13から501の19まで、501の21から501の23まで、502、503の1、503の2、字加賀谷山620の1、字津無谷山832の1、832の2、832の4、833の1、833の2、834、841、842の1、842の2、844の1、844の2、844の4、844の5、845、846の1、稗谷字峠507の1、507の2、508（次の図に示す部分に限る。）、513の1、515の1、515の2、字梅鳴564の1、564の2、565（次の図に示す部分に限る。）、570の1、570の2、571の1、571の2、572の1から572の3まで、573、574、字浄田756から761まで、762の1、762の2、763（次の図に示す部分に限る。）、字峠上764の1から764の35まで、764の36（次の図に示す部分に限る。）、764の37から764の40まで、764の41・764の42（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、764の43から764の47まで、字梅鳴山771、字横岩774（次の図に示す部分に限る。）、字西谷775の1から775の15まで、字浅見谷778（次の図に示す部分に限る。）、779から782まで、横地字小茅野1000から1023まで、1025から1044まで、1045の1から1045の4まで、1046から1048まで、1048の1から1048の3まで、1049から1064まで、字天平1067、1069から1071まで、1073、1083、1092から1096まで、1096の1、1097から1101まで、1103、1104、1106、1108の1、1108の2、1109から1111まで、1113から1122まで、1126から1128まで、1130から1136まで、1137の1、1137の2、1139から1145まで、1164、1165、1167、1175、1179から1182まで、1210の1、1210の2、妻鹿野字兎鼻2057の1から2057の10まで、2058から2061まで、2062の1から2062の19まで、字中野2063の1から2063の4まで、2064の1から2064の21まで、字財尾山2089、2090の1、2091、2091の1、2092から2095まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）